

令和7年5月26日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

| 調達番号 | 件名 | 内容 | 履行場所 | 履行期間 |
|-------|----------------------|---------|---------|------------------------|
| X-116 | 防衛省職員向けサイバーコンテスト実施役務 | 仕様書のとおり | 仕様書のとおり | 自：契約締結日 至：令和8年3月31日 |

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和7年6月20日（金）10：30

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年6月10日（火）14：00までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年6月18日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 河野 電話 03-3268-3111 内線 20822

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

(1) 事業者の要件

a) 過去3年以内に防衛省サイバー関連部署に対してサイバーセキュリティに係るトレーニング及びITリテラシー教育に係る支援を複数回実施した経験があること。

b) ISO/IEC 27001 (ISMS) を取得していること

c) 作業要員は、以下の資格を有する者を1名以上含むこと。

なお同一人がすべての資格を有することを求めるものではない。

また、コンテスト用問題の作成にあたり、3)の資格者の監修を必須とする。

1) CISSP

2) 情報処理安全確保支援士

3) CEH

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

6月10日（火）14:00

| 仕様書 | | | |
|-----|----------------------|-------|------------------|
| 件名 | 防衛省職員向けサイバーコンテスト実施役務 | 作成年月日 | 令和7年5月15日 |
| | | 作成課 | 整備計画局 サイバー整備課 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省職員向けサイバーコンテスト実施役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容が優先する。

- 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 国等による環境物品の調達に関する法律（平成12年法律第100号）
- 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）

2 役務の実施に関する要求

2.1 契約期間

契約日から令和8年3月31日（火）までとする。

2.2 本役務の実施体制

2.2.1 体制の確保等

契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議すること。

- 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- 前記 a) の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- 上記 a) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.2.2 第三者に係る取り扱い

- 契約の相手方は、この役務に第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の業務者名簿等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。
- 契約の相手方は、本契約の履行に当たり知り得た情報を第三者に漏洩又は他に転用しないこと。

2.3 本役務の目的

サイバーセキュリティを確保する上で必要な能力（マルウェア解析、プログラムのぜい弱性の発見等）を競うサイバーコンテスト（以下「コンテスト」という。）を実施（参加者の成績の分析等を含む。）することにより、サイバーセキュリティに関する専門的知見を備えた人材を発掘することを目的とする。

2.4 本役務において実施する事項

契約の相手方は、官側と調整し、かつ、自らが費用を負担の上、2.5 から 2.8 に掲げる事項を行うこと。

2.5 参加者募集・広報用資料の作成

2.5.1 参加者募集用資料の作成

契約の相手方は、コンテストの参加者募集用のポスター図案を作成し官側の確認を得た上で、官側に電子データとして提出すること。

2.5.2 ノベルティ（表彰盾）

- a) 契約の相手方は、コンテストのノベルティ（表彰盾）のデザイン案を作成し官側の確認を得た上で官側に提出することとする。デザイン案を複数作成するに際しては同じようなデザイン案とならないよう工夫を施すこと。
- b) 契約の相手方は、コンテスト終了後、コンテストの成績上位等 10 名程度に対し、当該ノベルティ（表彰盾）を配布することとする。

2.6 参加者の募集、受付業務

a) 募集業務

契約の相手方は、参加者がインターネット経由で応募できるように防衛省職員向けサイバーコンテスト申し込みフォーム（別紙 1 を参考）を準備し、募集を行う。募集期間は 9 週間程度設けるものとし、申込が上限までであった場合は抽選とする。なお、抽選は官側で行うものとする。

抽選結果に関する申込者への通知は、契約の相手方が行う。なお、募集に当たっては、応募者が参加を検討する資とするため、例題を 5～10 問程度用意して参加者登録フォーム等で事前に公開するとともに、回答後には正誤の判定とともに解答と解説もあわせて表示するものとする。

b) 受付業務

契約の相手方は、参加者登録フォームの項目を満たさない応募について、適宜確認を行う。また、参加者登録フォームのすべての項目を満たした応募者について、受付を完了したメールを送るものとする。そして、応募者の申し込みフォームの項目をすべて反映した名簿を作成するものとし、募集締め切り後、速やかに電子データで官側に提供するものとする。

c) 問い合わせ対応

契約の相手方は、募集開始後、サイバーコンテストの参加者へのスコア通知を行うまでの間、参加者等からのコンテストの運用に関する問い合わせに対応するものとする。

2.7 コンテストの実施

2.7.1 実施日等

a) 実施日

令和 7 年 10 月から令和 8 年 2 月までの間のうち、1 日（土日、祝日を含む）を基準として、官側と協議の上で決定する。

b) 実施時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 7 時間 45 分を基準とする。

c) リハーサル

実施日の 1 週間前を基準として、リハーサルを実施するものとする。

d) 実施形式

参加者がインターネット経由で情報システム（以下「コンテストサーバ」という。）に接続し、問題を解く時間等を競う形式（クイズ形式（いわゆる「Jeopardy形式」））を基準とする。コンテストサーバのドメインについては、官側と協議の上で「go.jp」ドメインの取得や、防衛省を想起させないドメインとするほか、検索エンジンの検索結果などに防衛省のCTFドメインであったことがキャッシュされないよう工夫を施すこと。

e) 参加者数

最大1、000名程度とする。

2.7.2 ID、パスワードの生成等

契約の相手方は、官側及び参加者がコンテストサーバに接続するために必要となるID、パスワード等を生成した上で官側に提出するとともに、参加者の電子メールアドレス宛に送付すること。その際、サイバーコンテストの参加要領も送付すること。

2.7.3 問題の作成

契約の相手方は、本役務の目的、実施時間等を踏まえて次に挙げる分野の問題を、各難易度が最低1問含まれるよう、1回につき30問程度作成し、ルール説明資料とともに官側に提出すること。

a) 分野（括弧内は問題数）

プログラミング（4問）、ネットワーク（4問）、ウェブアプリケーション（5問）、暗号（4問）、フォレンジック／バイナリ解析（5問）、PWN（5問）、その他／トリビア（3問）。

b) 難易度

易しい(IPA 共通キャリア・スキルフレームワークレベル1相当)、中程度(同レベル2～3相当)、難しい(同レベル4相当)。

なお、当省が別途示す過年度に実施した「防衛省サイバーコンテスト」において出題した問題と同一のものは、使用できないものとする（問題の一部を再利用することは可）。

c) 留意事項

問題作成に当たっては、上位10名までを順位付けした上で表彰を行うことを踏まえて、なるべく上位10名が同点・同順位で並ぶ結果にならないよう工夫（例えば、難易度の非常に高い問題を一部混ぜる等）を施すものとする。特に、生成AIを活用した回答が可能な状況を考慮して、生成AIの活用だけでは回答が難しい性質の問題を盛り込むことを検討すること。

また、同点・同順位で並ぶ結果が発生した場合は、回答完了までの所要時間の短さで優劣をつけることとし、その旨を事前に公表するとともに、回答者ごとの回答完了までの所要時間を記録して官側の求めに応じて情報を提供すること。

なお、参加者の計上は、コンテストサーバにアクセスして試験開始した時点を基準として参加者に含めるものとして考え、回答の送信までは必要としないことに留意すること（細かな仕様については契約締結後に官側と協議するものとする）。

2.7.4 問題の取扱い

契約の相手方は、問題の作成開始から納品するまでの間、外部に当該問題が漏洩等しないように厳重に管理することとし、万が一、漏洩等が確認された（疑いを含む）場合

は、新たに問題を作成すること。

2.7.5 コンテストサーバの構築及び運用

a) 構築

契約の相手方は、以下の機能を有するコンテストサーバを構築すること。

- 1) 官側及び参加者がインターネット経由で接続し、コンテストに参加ができること。
- 2) 個別に割り当てられたID、パスワード等を用いて官側及び参加者の認証ができること。
- 3) 個々の参加者の回答状況（参加人数、順位など）をリアルタイムで表示することや情報共有用の掲示板（コンテスト運営側から参加者への競技中の案内）ができること。
- 4) 官側及び全ての参加者によって同時に接続が行われた場合も、支障なく運用ができること。

b) 運用

契約の相手方は、接続試験等のため、コンテスト実施日のおおむね2週間前から、コンテストサーバの運用を開始すること。また、契約の相手方は、ID、パスワード等を参加者に通知した時からコンテスト終了時までの間、参加者からのメールによる問合せに対応する窓口を設置し、運用すること。

2.8 成績の分析、成績個票の送付等

契約の相手方は、コンテスト終了後、速やかに参加者のスコアと順位を官側に提供するものとする。また、参加者の成績の分析を行った上で、参加者の成績、コンテストにおける課題・対応策等を記載した役務実施報告書を作成すること。更に、契約の相手方は、参加者個人の成績を記載した成績個票及び問題の解答・解説を、官側から提供を受けた参加者の電子メールアドレス宛に送付すること。

3 実施要領

3.1 体制表の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、本役務に係る業務従事者を記載した体制表を作成し、官側へ提出すること。

3.2 実施計画書の作成

契約の相手方は、官側と調整の上、契約後速やかに本役務に係る実施計画書を作成し、官側に提出すること。

3.3 官側への報告

契約の相手方は、官側と調整の上、実施内容等について毎月1回以上及び官側が必要と判断し求めた場合、官側に本役務の進捗等を報告し、指示を受けること。

3.4 言語

本役務において作成する資料は日本語で記載するものとし、日本語以外のものが含まれる場合には、参考文献及び引用文献を除き日本語訳を付けるものとする。

4 提出資料等

契約の相手方は、表1に示す提出資料等を防衛省整備計画局サイバー整備課に提出すること。

表 1 提出資料等

| 番号 | 項目 | 提出時期・期限 | 備考 |
|----|---------------------|-----------------------------|-----------------|
| 1 | 実施計画書 | 契約後速やかに | 書面 1 部 |
| 2 | 実施体制表 | 契約後速やかに | 書面 1 部 |
| 3 | 参加者募集用資料 | 契約後 2 ヶ月以内 | 電子媒体 1 部 |
| 4 | ノベルティ（表彰盾） | コンテスト終了後の表彰式まで（官側と要調整） | 2.5.2 の記載のとおり |
| 5 | 応募者名簿 | 応募締め切り後、速やかに | 電子媒体 1 部 |
| 6 | 問題、ID、パスワード、ルール説明資料 | コンテスト実施日の 2 週間前程度まで（官側と要調整） | 電子媒体 1 部 |
| 7 | 参加者スコア・順位 | コンテスト終了後、速やかに | 電子媒体 1 部 |
| 8 | 役務実施報告書 | 契約納期まで | 書面 1 部、電子媒体 1 部 |
| 9 | 問題、解答、解説 | 契約納期まで | 電子媒体 1 部 |

5 著作権等

著作権その他の権利は、別紙 2 のとおり取り扱うこと。

6 秘密保持及び個人情報の保護

- a) 本業務を実施するに当たって業務上知り得た情報及び個人の情報を開示し、漏洩し、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- b) 契約相手方の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて契約相手方が負担すること。
- c) この項目については、契約期間の終了後においても同様とする。

7 その他

7.1 検査

検査は、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

7.2 国等による環境物品等の調達推進等に関する法律の遵守

本調達物品等は、「環境物品等の調達推進に関する基本方針」（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）の基準を満たすものであること。また、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

7.3 輸送

輸送は環境に配慮されたものとし、ディーゼル車を使用する場合は、「東京都の都民

の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。また、使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求められた場合、速やかに提示すること。

7.4 疑義事項

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

防衛省職員向けサイバーコンテスト申し込みフォーム（案）

| | | |
|-------------------------|--|---------------------------|
| 機関名 | | (例) 陸上自衛隊 |
| 所属 | | (例) 海上幕僚監部〇〇部〇〇課 |
| 役職 | | (例) 〇〇班長、〇〇係長 |
| 階級 | | (例) 1等空曹、防衛事務官 |
| 氏名 | | |
| 生年月日 | | 西暦で記載してください。(例) 1976/5/4 |
| 私有メールアドレス | | 業務用メールアドレスでは、受付できません。 |
| サイバー関連部署での勤務希望 | <input checked="" type="radio"/> 有り <input type="radio"/> 無し | |
| 前記質問への回答の補足事項（あれば自由記入） | | (例) 〇〇部署でサイバー攻撃対処業務に従事したい |
| 人事部署への上記事項及びスコアの情報提供の可否 | <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 否 | |

著作権その他の権利

- 1 契約の相手方は、役務実施報告書を作成する場合は、第三者が有する著作権等を侵害することのないよう、必要な処置を講じること。
- 2 この契約において作成した役務実施報告書が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何等らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担すること。
- 3 この契約において創作され納入物となる役務実施報告書の著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次によること。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。
 - (1) 契約の相手方が従来から有していた著作権等は、契約の相手方に留保される。(以下「留保著作権等」という。)
 - (2) 契約の相手方は、この契約で新たに契約の相手方が著作した役務実施報告書の著作権を官側に譲渡することとし、役務実施報告書の納入時に**属紙第1**「役務実施報告書に関する著作権譲渡証明書」を作成し、提出すること。
 - (3) 契約の相手方は、提出書類及び納入品に関し、著作権法に規定する著作者人格権を行使しないこととし、役務実施報告書の納入時に**属紙第2**「役務実施報告書に関する著作者人格権不行使証書」を作成し、提出すること。
 - (4) 契約の相手方は、役務実施報告書に関する著作権等の留保を主張する場合は「役務実施報告書に関する著作権譲渡証明書」の附属書として**属紙第3**「役務実施報告書に関する留保著作権等内訳書」を作成し、提出すること。契約の相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受けること。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を官側に提出すること。
- 4 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決すること。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けること。

役務実施報告書に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 名

| | | | |
|------------------|--|-------------------|--|
| 統制番号 (調達要求番号) | | | |
| 品名 | | | |
| 契約金額 | | 納入先部隊等名 (納入場所) | |
| 数量・単位 | | | |
| 単価 | | 契約番号及び年月日 | |

乙は、上記契約により作成した役務実施報告書に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）を令和 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の下、乙への留保が認められた著作権は除くものといたします。

役務実施報告書に関する著作権人格権不行使証明

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 名

| | | | |
|------------------|--|-------------------|--|
| 統制番号 (調達要求番号) | | | |
| 品名 | | | |
| 契約金額 | | 納入先部隊等名 (納入場所) | |
| 数量・単位 | | | |
| 単価 | | 契約番号及び年月日 | |

乙は、上記契約により作成した役務実施報告書に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条から第 20 条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証明書を提出いたします。

なお、著作権人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

役務実施報告書に関する留保著作権等内訳書

役務実施報告書に関する著作権譲渡証明書のただし書により、乙に留保される著作権等の内訳は、次のとおりです。

| | |
|-------------|--|
| <p>該当範囲</p> | |
| <p>該当箇所</p> | |
| <p>理由</p> | |